

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和8年2月12日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和8年2月12日（木）

午後4時50分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第4号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。） **【非公開案件】**

以上の人事について

報告第5号 さいたま市教職員の人事について **【非公開案件】**

報告第6号 さいたま市教職員の人事について **【非公開案件】**

3 議 事

議案第8号 さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について

4 そ の 他

いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について **【非公開案件】**

5 閉 会

議案第 8 号

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 1 2 日 提出

さいたま市教育委員会
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条第3項第1号関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	1級	9,000円
	2級	11,100円
	特2級	11,500円
	3級	12,200円
	4級	13,300円
教育職給料表(2)	1級	8,400円
	2級	11,000円
	特2級	11,300円

別表第2（第3条第3項第2号関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	1級	7,000円
	2級	8,200円
	特2級	9,100円
	3級	10,200円
	4級	12,600円
教育職給料表(2)	1級	6,800円
	2級	8,100円
	特2級	8,900円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1及び第2の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給料の調整額の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前のさいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえた、さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

文部科学省の施策による教員の処遇見直しに伴い、特別支援教育に直接従事する教育職員に支給されている給料の調整額の見直しを行うもの。

(施行期日) 公布の日 (適用年月日 令和8年1月1日)

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの

2. 改正内容

特別支援教育に直接従事する教育職員に支給されている給料の調整額について、下記のとおり見直すもの

※引上げ額は、文部科学省の施策に沿って全国人事委員会連合会が作成した調整額表に準拠

(1) 再任用教育職員以外の給料の調整額

給料表	職務の級	調整額
教育職給料表(1)	1級	9,000円
	2級	11,100円
	特2級	11,500円
	3級	12,200円
	4級	改正前 13,100円 →改正後 13,300円 (200円引上げ)

(2) 再任用教育職員の給料の調整額

給料表	職務の級	調整額
教育職給料表(1)	1級	7,000円
	2級	8,200円
	特2級	9,100円
	3級	10,200円
	4級	改正前 12,500円 →改正後 12,600円 (100円引上げ)

3. 施行期日等

公布の日（適用日：令和8年1月1日）